

## 第8章 第5期埼玉県障害者支援計画策定に対する提言

### 1 はじめに

埼玉県障害者施策推進協議会（以下、本協議会）は、障害者基本法第36条に基づき埼玉県が設置する執行機関の附属機関であり、次の役割を担っています。

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること
- 障害者施策の推進について、調査審議及び監視（モニタリング）すること
- 障害者・障害児施策の推進について、関係行政機関の連絡調整を要する事項を調査審議すること

本協議会では、本計画の策定にあたり、現行計画に基づく障害者施策の実施状況の監視（モニタリング）を通し、障害者施策の現状と問題点を検討してきました。

この結果を、本計画の策定にあたり本協議会が果たすべき役割である「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定・変更に当たり意見を述べること」として、「第5期障害者支援計画策定に対する提言」（以下、提言）という形で取りまとめを行いました。

計画策定の主体である県において、この提言を十分に踏まえた計画策定・施策の推進が図られることを期待します。

埼玉県障害者施策推進協議会 会長 宗澤 忠雄

## 2 障害者施策推進協議会からの提言

### I 理解を深め、権利を守る

#### 1 相互理解の強化・差別解消の推進について

##### (1) 啓発・広報活動の推進及び差別解消の推進

平成 27 年度に本協議会で実施した県主催の障害者差別解消法の研修に参加した民間事業者を対象としたアンケートの結果によると、普段仕事で障害者に接する機会があると回答した人が約 6 割でしたが、障害者差別解消法を知っていた人は約 3 分の 1 に止まっていました。

また、職場での障害者差別解消法についての説明会の開催実績については、「ある、または実施したい」と回答した人は約 4 割に止まるなど、今後継続した啓発が必要であることが示唆されました。

合理的配慮が努力義務とされた点に関しては、「努力不足の事業者に対しては厳しく当たるべき」と考える人は 2 割にも満たず、配慮することを負担に思う事業者も多いことが明らかになりました。

ひと言で障害といっても多様であり、その全てに理解を深め、十分な対応を求めることは容易ではありませんが、一般の方々の障害者や障害者差別に関する理解をさらに深めてもらえるような一層の取組が求められます。

アンケート結果からも相談窓口の設置、説明会や研修会の開催、リーフレットの配布などによる周知が進むことが期待されています。

平成 28 年 4 月に「埼玉県手話言語条例」と「埼玉県障害のある人もない人も全ての人々が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」も施行されました。

県の施策としては、様々な形で普及・啓発が行われていますが、障害・障害理解が十分に浸透しているとはまだ言い難い状況にあり、差別解消、虐待などに関しても継続して啓発活動を行っていくことが必要です。

##### (2) 福祉教育・地域交流の支援

福祉教育に関しては、小・中学校では学習指導要領に拠り、主に総合的な学習の時間や特別活動等において、児童生徒の発達の段階、地域や学校の実態に応じて、地域の人々や社会福祉施設等の理解・協力を得ながら実施しています。

県では、各学校が教育活動を行う際の指針に「福祉教育」を位置付け、市町村や学校に対して指導の充実について働き掛けていますが、実態としては、各学校、教員に任されているため、系統立てて学ぶ機会が保証されていない現実があります。

高校においては、身体障害用駐車場マナーアップキャンペーンをNPO法人、福祉団体との協働による普及啓発事業として実施していますが、ボランティア活動などの奉仕活動が中

心であり、障害への理解を深めるような教育内容の具体例は見られません。

障害のある人と身近に接することのない子どもたちが、その多様性や意思尊重について学ぶ機会が保障されていないことが差別や偏見に結びついてしまう可能性があります。

特別支援学校（支援籍）や特別支援学級との交流はもちろんですが、福祉教育を通して、障害・障害者への理解が得られるような具体的な取組が教育委員会の主導のもと各校で実施されることが望まれます。

このため、現在通常学級で生活している障害のある子どもたちを含めた共生・教育を中心に据え、特別支援学校や特別支援学級との支援籍や交流にも取り組むことが必要です。

インクルーシブ教育の重要性は認識されてきていると考えられますが、障害のある側がない側に対して交流や理解を求めるという一方向的な動きではなく、多様性を理解し、ともに地域社会で暮らしているということを実感できるような相互交流や教育が、障害・障害者理解を促進すると考えます。

## 2 権利擁護の取組の充実について

成年後見制度へのニーズは、知的障害者、精神障害者の親亡き後の生活支援や、障害者の高齢化など多様です。

県の成年後見制度の周知・普及や市町村長による成年後見申立、市民後見人の養成に関しては、実施の有無を含めて市町村の間に格差があります。

市民後見人の養成が実施されている自治体も増えているものの、親族、専門職後見人の不祥事が続く中、市民後見人に関してもその職責の大きさは同様であり、市民後見人を支援する市町村における仕組づくりが重要です。

また、障害者に特化した成年後見制度の必要性についても検討の必要があります。

併せて、成年後見制度利用支援事業の実績がない市町村に対して積極的な働き掛けが必要です。

## 3 虐待への対応について

障害者虐待に関しては、本県では他県に比べて申告数は少ないものの、擁護者と施設職員等による虐待の双方とも増加がみられています。類型で見ると身体的虐待が最も数も多く増加しています。

数字の見方には様々な意見があり、増加に関しては、これまで埋もれていたものが「顕在化している」という見方もあります。

一方で、福祉施設では、利用者である障害者も自ら起きたことを周囲に伝えることが難しく、また、保護者からの訴えが出しづらい状況があり、虐待が把握しづらい環境にあることも認識する必要があり、表に出ない部分に目を向ける姿勢も求められます。

「埼玉県虐待禁止条例」の制定（平成29年）を踏まえ、行政担当者や専門職に対する研修を一層充実させていくことが求められています。

障害者虐待の防止及び養護者に対する支援のため、障害者虐待防止センターにおいて、相

談、情報提供及び関係機関との連絡調整などを行うとしていますが、特に市町村における防止策の充実が望まれます。

強度行動障害児者に関しては、不適切な支援・環境によって引き起こされる自傷行為、他害行為が問題になる場合が多いことから、障害特性を理解し、より良い支援・環境調整が展開されるよう職員が特性に応じた対応を学ぶ機会が数多く提供されることが望まれます。

その他の福祉サービス事業者に関しても、多様な障害者の受け入れが進んでいることから、障害特性を踏まえた権利擁護に係る研修や、障害者の意思決定ガイドラインに添った支援の提供に関する研修の実施が急務と考えます。

また、県が主催する虐待防止研修等に全市町村の受講を促していますが、独自の研修や相談窓口の充実が十分に整わない市町村もあることから、いくつかの市町村が合同で取り組むなど、虐待防止体制に関する実効性のある仕組みづくりが求められています。

他の県で起きた施設職員による虐待事件など、不幸な事故を起こさないためにも、一般市民の中にも虐待の通報が義務であることが周知され、障害者虐待防止に関する啓発が促進されることが望まれます。

## Ⅱ 地域生活を充実し、社会参加を支援する

### 1 地域生活支援体制の充実について

地域の中で障害者が自分らしく生活していくためには、障害者の持つ様々なニーズに対応した生活支援・相談支援体制の整備やサービス基盤の量の充実はもとより、質の充実、さらには地域との繋がりを構築していく必要があります。

国の地域共生社会構想でも、今後は地域の中で分野を超えた総合的な相談体制を目指しており、他の分野とも連携した相談支援体制の構築が求められています。

また、専門職による制度の情報提供に加えて、地域の情報提供や障害者や家族の経験に基づく支援などを取り入れることの検討も求められています。

障害者の人権を総合的に支援していくことが求められており、相談支援は障害者が地域生活を送る上で特に重要であり、障害者やその家族を地域の人々や制度に繋げていく役割を担っています。

しかし、相談支援が行われても地域移行に結びついていないという現状や、行政と民間、各種相談窓口、異なる障害における相談員間の連携にも大きな課題があり、県として相談支援サービスを提供していく上での基盤となる相談システムを構築していくことが重要です。

一方、市町村では、その規模により全ての障害に対応できないなどの個別の事情もあることから、状況に応じた相談体制づくりが必要であり、虐待対応の専門性も確保した上で、複数の市町村で連携した体制づくりも検討する必要があります。

さらに、福祉と医療の連携や、相談窓口で物事が進められるような各相談機関の質の向上が絶えず求められており、また身体障害者、知的障害者、精神障害者に加え、発達障害者、

高次脳機能障害者、難病患者等にそれぞれ対応した相談体制の構築も求められています。

市町村相談支援事業の中核的役割を担う地域自立支援協議会の役割が益々重要になっていることから、その機能を発揮するための組織体制の見直しなどに取り組み、相談者をしっかりと受け止め、地域内での連携を図り、総合的な支援を行う必要があります。

そのために、相談者の身分保障や担当するケースの減、さらには一層の専門性の向上が求められています。

また、単独の市町村の自立支援協議会では扱えないような課題も増加してきていることから、埼玉県自立支援協議会には、市町村の地域自立支援協議会の課題を吸い上げ、解決していく機能が求められており、障害保健福祉圏域ごとの課題を集約するなど、自立支援協議会改善のための議論の場とする必要もあります。

さらに、各地域の相談支援体制を整備するため、市町村域を超えた広域的な支援を行う機能を担う必要もあります。

事業所が増える中で、職員の専門性への期待が高まっています。また、職員不足も大きな課題となっていることから、職員の処遇改善が求められています。なお、基盤整備に関しては、国の内示がない場合であっても、県として必要性を認めたものについては、県として独自の支援策が求められています。

精神障害者分野では、グループホームの世話人や地域での当事者や家族の傾聴者等、地域生活を支援する人材育成の取組の強化が求められています。

## 2 日中活動の場の確保について

障害者がその人らしい生活を送るためには、障害の有無にかかわらず、地域の中の様々な場面に積極的に参加可能な環境作りが必要になります。

県内では生活介護事業所が増えているものの、利用者の中には、医療的ケアを必要とする方、行動障害のある在宅生活者も多く、支援が難しいという問題があります。

このため、今後は医療的ケア、行動障害のある在宅生活者の利用割合の高い事業所への職員加算、専門性を持った職員配置など、対応できる機能を持った事業所を増やしていく必要があります。

就労継続支援A型の事業所は本県でも増加しており、問題点も多くあります。一方で障害者に寄り添っている事業所は経営が厳しいことが多いので、こうした事業所への支援が必要です。

また、放課後等デイサービス事業のサービスの質の向上も求められています。「放課後等デイサービスガイドライン」に沿った支援の提供の有無を確認するシステムを構築することが急務の課題です。

### 3 住まいの場の確保について

国の新障害者プラン（平成14年）において地域への移行が方針とされてから15年が経過していますが、様々な事情により入所施設への入所を希望する傾向は依然として強く、平成29年5月現在で入所施設待機者は1,500名を超えています。

地域移行の受け皿としてグループホームの整備が重要となりますが、国の施設整備を活用して建設する数は、年度内に開設するグループホームの二割弱となっていることや、地域的な偏在はもとより、都市開発や市街化調整区域の問題、さらにはスプリンクラーの設置義務化など様々な要因により整備が進まない状況にあります。

こうしたことから、既存の空き不動産を活用するなど、都市部でのグループホームの整備手法の検討も必要です。

また、グループホームを複数整備しセンター機能を付加、さらには世話人の専門性や質の向上を図り、入所施設と遜色のない機能を持たせるなど、重度障害者の受入れも可能とする整備手法の検討も必要です。

住まいの場（暮らしの場）については、入所施設での入所者の待遇改善を含め、関係者などが検討する場を設けるなど、様々な側面から議論し、一定の方向性を出すことが求められています。

グループホームや入所施設を自らの判断で自由に選択できる住まいの場を保証するとともに、親や家族の意向だけで入所施設への入所を決めるのではなく、本人の権利を行使するという観点からも本人の意思決定も重要であり、今後はいかに本人の意思を確認していくかという点が課題です。

なお、こうした自らの判断で自由に選択できる住まいの場の絶対数が不足していることも大きな課題であり、2025年問題も視野に入れ、確実にこれを確保していく必要があります。

### 4 コミュニケーションの支援について

障害の有無にかかわらず、情報の入手や発信は全ての人にとって基本的人権の一つであり、社会生活を営む上で情報のバリアフリー化は不可欠なものです。

このため、障害の特性に応じた様々なコミュニケーション手段を確立し、正確な情報の伝達に寄与する必要があります。

特に、本県では、「埼玉県手話言語条例」（平成28年）を制定しており、手話を言語として扱うとともに、引き続き手話通訳者の養成及び派遣の推進、手話の普及啓発に一層努める必要があります。

なお、手話通訳者を増やす取組に加えて、手話通訳アプリなどの有用性を検証し、聴覚障害者のコミュニケーション手段の確保にも努める必要があります。

また、他の障害分野でもコミュニケーション支援は、特に入院時などにおいては切実な問題となっています。

## 5 社会参加の支援について

障害者が地域での生活を行うためには、社会の一員として、経済、文化、娯楽、スポーツなど社会のあらゆる場面に自ら積極的に関わっていけるように支援していくことが必要です。

外出・移動手段の支援は、障害者等の社会参加の上で不可欠なものであることから、制度の見直し・充実、さらには処遇改善による従事者の確保などを進める必要があります。

「障害児（者）生活サポート事業」や「全身性障害者介助人派遣事業」は、埼玉県単独事業ですが、この事業に対する期待も大きいものがあります。「全身性障害者介助人派遣事業」はヘルパー資格の有無にかかわらず利用者の推薦により身近な方に様々な介護を柔軟に依頼可能であり、介護を社会化していく意味でも大切な制度です。制度の周知と他の障害にも広げていく必要があります。

## Ⅲ 就労を進める

### 1 就労に向けた支援について

#### (1) 雇用の場の創出

本県の障害者の一般就労の件数は年々増加しており、民間企業の障害者雇用率は、法定雇用率2.01%で法定雇用率（2.0%）を上回りました。

しかしながら、新規就職者が一定数いる反面相当数の離職者もいること、新規就労者数の中に就労継続支援A型の利用者が含まれていること、さらには、重度障害者のカウント方式などを考慮すると、一般就労が進んでいるとは言い切れない面も否めません。

また、法定雇用率の5年毎の見直し及び平成30年度から精神障害者が法定雇用率の算定基礎に含まれることにより法定雇用率の改定が予定され、障害者の働く場がさらに拡大されることから、障害者が一人一人の適性や能力に応じた職に就き、安心して働き続けられるよう、丁寧なマッチングと障害者が働きやすい環境の整備を行うなど、職場への定着支援が必要です。

そのためにも、離職率、離職理由についても把握に努め、定着への支援の質を高めていくことが求められています。

身近な地域の中で雇用率にカウントされない短い働き方などを開拓し、障害のない人が様々な障害者と出会い一緒に働く体験を重ねることが、一般就労している障害者や周囲の人々にとって働きやすい職場作りにつながるものと考えます。

県内の公的機関等については、平成28年6月1日現在、県・各市町村及び教育委員会において、ほぼ法定雇用率を満たしていましたが、特に、精神障害者、発達障害者、難病患者などの採用について配慮が求められています。

障害者差別解消法が施行されたことから、今後は、合理的配慮の観点から、採用、職域拡大、職場環境の整備等を積極的に進める必要があります。

埼玉労働局との連携による障害者を対象とした就職面接会については、業種のバランス、参加者の障害種別などを考慮した、より効果のあるものとしていく必要があります。

ハローワークの窓口との連続性の確保についても、法定雇用義務のない中小企業への障害者就労の促進も含めて、今後更なる努力が求められています。

埼玉県障害者雇用サポートセンターは他県にはない埼玉県独自の取組であり、平成26年度には、雇用の提案数782件、雇用人数416人、また同センターの障害者雇用開拓員は法定雇用率未達成企業を個別に983社訪問し、雇用人数456人を達成するなど、素晴らしい実績を上げています。

その活動を発展させ、支援者の質を向上させることで、全盲者、高次脳機能障害者など、より就職が困難な障害者や、これまであまり取り組まれてこなかった精神障害者、発達障害者、難病者などに対する支援を期待するところです。

また、手話ができる相談員の配置など、さらに支援体制を充実させていく必要があります。

埼玉県障害者優先調達方針を策定し、障害者就労施設などから物品及び役務の調達を推進していますが、県、市町村ともに調達実績が全国平均より低い状況にあります。

このため、共同受注の促進や県ホームページでのPRなどを行うとともに、ガイドライン策定、施設、団体等を対象とした説明会などの実施や、物品のコンテスト、ニーズ、シーズに配慮した製品開発を指導するためのコンサルタントを派遣するなど、前向きな取組が必要です。

## (2) 就労と職場定着の支援

県の発達障害者就労支援センター事業として実施されている発達障害者就労支援センターでは、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、就職した後の職場定着支援までをワンストップで支援しており、積極的な取組がなされていると評価できます。

しかし、委託先の専門性をどう担保するのか、取り組み内容が発達障害の特性に配慮したものであるのか、また、当事者のニーズに corres ponding しているのかを早急に確認することが望まれます。今後は、障害者雇用サポートセンターとの連携なども検討する必要があります。

保健所が窓口となり精神障害者を対象に県独自の事業として精神障害者社会適応訓練を実施していますが、障害者総合支援法におけるサービス（就労継続A型B型、就労移行、平成30年度から新設される就労定着支援）やハローワークにおける障害者雇用推進施策の充実が考えられます。この訓練事業は利用者が減少してきているものの、医療機関との連携により実施している点で注目されています。

埼玉県総合リハビリテーションセンターや障害者雇用サポートセンターとの連携など事業の在り方について発展的に事業を展開できるように再検討する必要があります。

また、交通費の支給など利用者の負担軽減も検討が必要です。



県として毎年度開催される障害児（者）施設長会議において国の制度改正等の説明を行っているものの、県独自の特別な支援が行われていないという現状があります。

このため、県としてもそれらのデータを把握して、例えば、収入の期待できる施設作業選択、ネットワークによる販路拡大、経営コンサルタントの派遣、地域企業との連携支援など、就労支援事業者の運営を支援するための広域的な取組が必要です。

障害者雇用全般についても、例えば2年後にB型に戻ってしまう数、一般就労した場合の雇用業種、正規・非正規などの雇用条件など、さらには、雇用形態別離職率、就労移行支援利用者の中で一般就労に結びつかなかった場合のその後の進路状況などを把握し、それらの分析から対応策を検討する必要があります。

障害者就労定着支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者就労施設支援事業、障害者就労施設現場改善事業等を県の事業として実施していますが、より内容が充実するような取組が望まれます。

就労継続支援B型事業所の工賃水準（月額）を平成29年度に20,000円とすることを目標としていますが、一律目標ではなく、幅広い観点で目標を再考する必要があります。

なお、工賃水準を向上させるためには、自主製品の販路拡大とともに内職仕事の工賃の適正化、施設設備の近代化により作業効率を上げることで利益を拡大する必要があり、そのための支援が求められています。

障害者農業参入チャレンジ事業は、福祉と農業の連携を狙った先進的な県の取組であり、技術指導員支援制度により、技術指導、商品開発、経営指導など様々な分野の技術指導員に係る経費を助成するなど他の事業との連携も行われています。

農産物の種目を増やすなどの事業の発展や、農地の有効活用が促進されるような技術指導など、福祉と農業の連携についての積極的な取組が求められています。

また、農業に限らず、様々な産業での同様の取組が行われることも期待します。

障害者就業・生活支援センター事業により同センターが実施する生活支援等事業を委託していますが、本事業をもっと発展させるための県の取組強化が求められています。

県職業能力開発センターが障害者委託訓練として県内の企業に委託して職業訓練を実施していますが、厚労省が実施している「障害者トライアルコース事業」に流れていることなどにより利用者は減少しています。

ニーズの変化を受け、今後は「特に困難な障害者」についての取組など事業内容を再検討する必要があると考えられます。

特別支援学校高等部の新卒者および離職した卒業者を対象に「チームぴかぴか」で雇用していますが、本事業を通じて蓄積したノウハウを企業にも提供し、企業による障害者雇用の取組支援も実施することが望まれます。

### (3) 多様な働き方の支援

福祉施設を利用しながら柔軟に様々な職場に参加し、多様な働き方を模索できる取組が必要であり、県庁内福祉の店「かっぱ」は、障害者が働く場であると同時に県庁各課での職場参加の足掛かりの場でもあり、ここでの経験を社会に広げていく発信拠点として充実させる必要があります。

また、テレワーク、短時間勤務の導入による労働時間の多様化など、障害の特性に応じた多様な働き方を導入するための支援も必要です。

## 2 職業訓練の充実について

### (1) 職業訓練体制の整備・充実

「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合」を平成29年度末までに50%とする目標を設定していましたが、目標の実現はかなりの困難が予想されるため、達成できない場合の理由を分析して、現実的な対応をする必要があると考えられます。

### (2) 職業教育の実施

特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒のうち、実現した割合を平成28年度で90.0%とする目標を立てていましたが、平成26年度卒業生の実績では、一般就労希望者数443人、一般就労者数315人、福祉就労者数641人であり、達成率は71%となっています。

一般就労達成率90%は目標でありつつも、現状を分析して、目標を再考することも考えられます。

特別支援学校の生徒の就職促進を図るため、埼玉県教育局と埼玉労働局が連携し、企業と生徒、保護者、教師との面談会等や、生徒を対象とした職場実習先の開拓及び職場実習の支援などが必要です。

## IV 共に育ち、共に学ぶ教育を推進する

### 1 障害のある児童生徒の教育の充実について

#### (1) インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

県内には、市町村就学支援委員会に相談した児童のうち通常学級に在籍している児童生徒が4,042人（平成29年5月1日）おり、そのうち特別支援学校や特別支援学級が望ましいと判断された児童生徒は1,149人います。

施設、整備のバリアフリー化や介助員、特別支援教育支援員の配置、授業の工夫など、それぞれの学校で試行錯誤しています。これらの取組を踏まえ、共に育ち学ぶ教育環境を整えていく必要があります。

平成26年度は658名の児童生徒が通常学級での支援籍を行い、特別支援学校に在籍し必要に応じて通常学級で学習する通常学級支援籍の一人あたりの平均回数2.8回（平成26

年度)という実績が報告されています。

支援籍学習実践事例集では実践の有効性が記述されていますが、日常的な交流というより、入念な準備をした上で年数回受け入れが行われているのが実情です。

児童の障害特性に応じて環境を整えて受け入れることが求められるがゆえに、受け入れる児童生徒、受け入れてもらう児童生徒の双方に良い経験となるよう実施するには少ない回数になっていることが推測されます。

県独自の支援籍の仕組みに関しても障害のある児童の権利を保障する取組として評価できるものの、現実には支援籍の児童が通常学級に通う頻度は低く、その際も親の送迎や同席が求められるなど負担がかかっています。

通常学級の児童と支援籍の児童の交流、インクルーシブ教育の実践が進められていくためには、そこに、今以上のマンパワーやそれを叶える予算措置が求められています。

また、教科学習への参加が難しい場合には、行事や休み時間を一緒に過ごすという例もあり、ハード面の整備は進みつつあると思われませんが、収集した情報からは、通常学級の児童と支援籍の児童の交流、インクルーシブ教育の実践という点ではまだ多くの課題が残されています。より障害に応じた配慮が受けられる環境を整えること、より柔軟な対応ができる仕組みづくりが必要です。

通常学級で障害のある児童を受け入れる際に実施している合理的配慮及び指導内容の例としては、車イス使用の児童生徒の場合、1階に教室を配置することやトイレからの距離への配慮、多様な障害により意思疎通が困難な場合、席の工夫、絵やカード、タブレット端末等を活用したコミュニケーションなどが行われています。

また、指導内容としても、ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりを推進し、誰にとっても分かりやすい授業を通して、通常学級における特別支援教育の充実に努めている反面、教育現場では合理的配慮が浸透していないため、未だに「特別扱いはできない」という理由で、合理的配慮が提供されないケースが多く見られ、必要なことを学べない児童生徒が不登校となる事例もあります。

その他、様々な要因から通常学級に通っている障害児の数が把握できていないなど、全体状況を掴むことが難しい現状があります。しかし、通常学級に在籍し、障害福祉サービスの対象となっていない児童に対しても、その子の状態に配慮した教育が保障されるべきだと考えます。

通常学級に在籍する児童生徒の合理的配慮について積極的に取り組む体制づくりを特別教育支援コーディネーターが中心となって構築することが急務であると考えます。

また、医療的ケアの必要な子どもに関してもそのニーズと実態の把握が必要であり教育や福祉サービスが保障される仕組みづくりが望まれます。

特別支援学校で学ぶ児童の個別の指導計画の支援プランA・Bの作成にあたっては、本人や保護者の願いや希望を踏まえて作成が進められています。

特別支援学級及び通常学級に在籍する児童に関しても、個別の支援プランの充実が望まれ

ます。

教育活動の実施状況や評価についても、面談を実施するなどして本人や保護者へ知らせるとともに、その後の見直しを行っています。

進級・進学時や転学に際しては、サポート手帳を活用して支援プランA・Bを引き継ぐとともに、必要に応じて対面による引継ぎが実施されていますが、その質の充実が望まれます。

また、特別支援学校の生徒が増加しており、300人を超える児童生徒が通学している学校もあり、特別教室の普通教室への転用などを余儀なくされています。このため、教室不足・学校不足の解消が必要です。

高等学校におけるバリアフリー化を進めるため、エレベーターやスロープの設置、障害者対応トイレなどの改修、また、小・中学校のバリアフリー化を進めるよう市町村に働きかけることが必要です。

## (2) 教職員の資質の向上

特別支援教育に関わる教員等を対象とした研修に関しては数多く実施されています。

また、特別支援教育コーディネーターは、県内全ての小学校(708校)、中学校(363校)、高等学校(143校)、県立特別支援学校(38校(分校3校を含む))に配置されています。

しかしながら、特別支援教育コーディネーターの具体的な機能などの情報研修の効果や特別支援教育コーディネーターの質の向上に関する具体的なエビデンスなどは明らかになっていません。

児童や保護者にとって、かかわる教員の資質や熱意が受けている教育への信頼や満足に直結するため、今後も教育に携わる人材育成についてはより詳細に現状を明らかにしていく必要があります。

特別支援教育コーディネーターの配置を進め、教員研修を実施するなど県として仕組みを整えようとしていることは理解できたが、教員への研修がどの程度教育に反映されるのかは客観的な指標としては測りづらく、その実態を評価するのは難しいと言えます。

ただ、平成28年度に本協議会で実施した障害のあるお子さんのいる家族への調査結果からも、関わる公的機関の職員、教員への個別の評価が親の満足度に結びついている場合が多く、今後も人材育成に力を注ぐことが重要だと考えられます。

## (3) 相談体制、交流及び共同学習の充実

障害児の私立幼稚園への就園の促進及び私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興を図るため、私立幼稚園等特別支援教育費補助制度を設け、補助教諭の雇用経費や特別支援教育に関する研修会への参加費用などを補助しています。

私立幼稚園児数は、ここ6年間で平成24年を頂点として減少に転じていますが、私立幼稚園で受け入れている障害児は増加しており、予想よりも多くの障害児が受け入れられています。

私立幼稚園に関しては障害児の受入が増加していることは評価できます。

## 図 県内私立幼稚園の園児数・障害幼児数及び補助金額の推移

### 私立幼稚園の全園児数

(人)

年度	22	23	24	25	26	27
園児数	109,968	110,296	110,824	109,675	108,825	102,675

### 対象障害幼児の推移 (人)

年度	22	23	24	25	26	27
人数	658	724	744	772	851	958

※27年度は当初予算における見込み

(参考)「障害のあるお子さんのいるご家族への調査」結果から

前述した調査の結果、回答があった家族の約3割が支援籍を活用しており、そのうち約7割が小学校での活用でした。

また、進学に関して最も多く関わっていたのは公的機関の職員でした。

その時に困ったこととしては、「継続して相談できる人がいない」、「どこに相談したらよいか分からなかった」、「相談したが必要な情報が得られなかった」という回答が多く見られました。

就学支援委員会との関係性については、現状としては、家族の意向が優先される仕組みとなっているが、約2割が双方の意向に食い違いがあったと回答しています。就学支援委員会では、どの環境がその子にとってよりよい学びを得ることができるのかを話し合うことも必要です。

このような食い違いが起きないように、就学前までの福祉関係機関で我が子の持つ障害特性や育ちについて親に正しい認識を持てるように支えることが重要です。

結果として小学校ではどこに在籍していたかということでは、26%が通常学級、31%が特別支援学級、34%が特別支援学校という回答でした。

進学した際に配慮があったかどうかという質問には、約8割が「あった」「まああった」という回答でした。

振り返ってみて進学先の選択に関して8割以上の方が「満足」「まあ満足」と回答、「やや不満」「不満」と回答したのは1割強に留まりました。

不満の原因としては、学校への便の悪さ、教員の対応、専門性の低さなどに関するものが多く見受けられました。

同じ義務教育ではあるものの、障害のない児童生徒の保護者よりも特別支援教育を受けている児童生徒の保護者の負担が大きく、教育における合理的配慮の提供については、今後も継続して検討課題として行く必要があります。

## V 安心・安全な環境をつくる

### 1 療育体制の充実について

平成29年の児童福祉法の改正により都道府県及び市町村が新たに作成することとなる「障害児福祉計画」に基づき、障害児のサービス提供体制の計画的な構築に努める必要があります。

また、引き続き「共生社会」の実現に向け、障害のある子供もいない子供も地域で共に育ち合う環境を整備するとともに、適応障害などの二次障害を防ぐために。早期に障害を発見し、専門的療育を受けることや、親の早期理解を支えるための体制の充実が重要です。

そのためには、家族や関係者による子どもの障害に対する正しい理解、さらには生活環境の整備なども必要です。

発達障害は知的障害にも精神障害にも収まらず相談支援が遅れていることなどから、相談支援体制の充実が望まれています。

### 2 保健・医療サービスの充実について

身近な医療機関での適切な医療サービスが受けられる環境整備が求められていますが、本県には障害を専門とする医療機関がまだまだ少なく、このため医療機関の連携が必要です。

精神障害については、発症後早期の医療介入ができれば長期入院が減少すると考えられます。その上で、回復期の方への地域の支えを検討することが必要です。

精神障害者及びその家族等の地域生活を支援するため、多職種による訪問型の支援が求められています。

県では発達障害の支援に関して様々な取組を進めているものの、専門性に問題があるなど、うまく機能していない面もある。二次障害を防ぐためにも早急に見直しが必要です。一人一人の理解を深めるために発達障害に特化したアセスメントツールの導入とアセスメントができる人材の育成が急務です。

また、発達障害の支援者には考え方が遅れている者も見られることから、その点を改善する施策を加える必要があります。

### 3 福祉のまちづくりの推進について

これまでもユニバーサル社会の実現を目指す取組がなされてきましたが、まだまだ地域の理解が不足しているのが現状です。

また、バリアフリー基準が、利用者の視点に立ったものになりがちですが、そこで働く人にも焦点を当てた基準が必要になります。

点字ブロックやトイレなど障害によっては使いにくい場合もあるので、設計の段階から障害者自身が関われるような仕組みづくりが望まれます。

なお、引き続き、駅のバリアフリー化に合わせ、駅を利用する全ての人に配慮した転落防止用ホームドアの設置が一層促進されるよう働きかけが必要です。

#### 4 安全な暮らしの確保について

障害者が地域で安心して生活していくためには、防災や防犯対策を積極的に展開していく必要があります。

東日本大震災、熊本地震でも問題となりましたが、発達障害のある人などが避難所から排除されたり、他の人たちから暴力を受けたという事例も見受けられました。

障害に対する理解不足などから、避難所から障害者が排除されないよう、日頃から地域における障害理解の促進に努める必要があります。

また、全ての避難所において様々な状態の人に対する支援体制をどう構築していくのかが課題であり、食糧、水、トイレがあるだけでなく、緊急避難所としてどう整備していくのか整理が必要です。

また、当初から二次避難所である福祉避難所に避難しなければ、暮らし・生命が守れない人については、直接福祉避難所に行けるシステムづくりが求められています。

さらに、福祉避難所には障害者等に対応できる職員を配置する他、手話通訳を配置するなど、合理的配慮に努める必要もあります。

防犯のためには、民間事業者だけでなく警察へのホットラインが重要であり、警察との連携体制の構築が必要です。